

## <元気なうちから住む高齢者向け住宅>

FPネットワーク神奈川会員 高木 由美子

人生100年時代といわれるようになりましたが、高齢になった時の住まいをどうするか、考えたことがありますか？「高齢になると賃貸住宅が借りにくいと聞いたけど大丈夫かしら？」とか「一人暮らしで、もしもの時はどうすればいいのか？」等、不安になることがあると思います。このようなとき、どのような選択肢があるのかを知っておくと、いざという時に役に立ちます。ここでは元気で介護が不要なうちから利用できる「サービス付き高齢者向け住宅」と「住宅型有料老人ホーム」についてお話します。

まずは2つの特徴を見ていきましょう

### ■サービス付き高齢者向け住宅とは

サービス付き高齢者向け住宅は、略して「サ高住」とか「サ付き」などと呼ばれています。安否確認と生活相談サービスがついた、60歳以上を対象としたバリアフリーの賃貸住宅です。日常生活はほぼ自分でできるけれど、一人暮らしが心配な方の住み替え先としてよく考えられる場所です。自宅にいるときと同じように自由に生活することができます。

### ■住宅型有料老人ホームとは

日常生活はほぼ自分でできる状態から要支援・要介護の方まで、様々な状態の高齢者の方を幅広く受け入れている施設です。生活支援、食事、緊急時の対応の他に、レクリエーションなどのサービスが受けられます。

	サービス付き高齢者向け住宅	住宅型有料老人ホーム
入居者	60歳以上 60歳未満で要介護認定を受けている人	原則60歳以上 自立～軽度の要介護
提供サービス	生活相談 安否確認 食事などはオプション	生活支援・健康管理 食事の用意 レクリエーション等
介護サービス	外部の事業者を利用する	外部の事業者を利用する
契約方式	賃貸借契約	利用券方式
居室最低面積	25㎡（条件によっては18㎡）	13㎡

## N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

# カルチャークラブ

## ■サービスや毎日の生活について

サ高住は施設ではなく住宅なので好きな時間に入浴、食事、外出ができます。自由に生活しつつ、安全確認と生活相談のサービスがついているので安心です。

住宅型有料老人ホームは生活支援サービスやレクリエーションやサークル活動などがあり、毎日の生活を豊かに充実したものにするような工夫があります。食事や入浴の時間などのスケジュールが、ある程度決まっているので自由度は低くなります。

## ■介護サービスについて

どちらも基本的に、施設からは介護サービスを受けることはできません。自宅にいるときと同じように介護が必要になった場合は介護認定を受けて、外部の訪問介護サービスやデイサービスを利用することになります。そのため、介護度が上がって介護サービスを多く利用すると割高になり、生活もしにくくなる場合があります。最近は介護サービスの施設を併設したり、提携している場合が多いので、連携したサービスを利用することができる場所も増えています。

どちらも、介護サービスなどの追加のサービスは必要に応じて外部の事業所と契約するので、別途支払いが必要になります。自分で選べるので介護度が低い場合は介護費用を抑えることも可能になりますが、介護度が上がると介護費用が高額になる可能性もあるので注意が必要です。

## ■設備について

サ高住は個室の広さは25㎡以上と決められています。普通の賃貸住宅のように、トイレ・洗面所・風呂・キッチン・収納設備があります。キッチン・お風呂などの共有スペースが整っている場合は18㎡以上になります。

住宅型の有料老人ホームは13㎡以上でキッチンやお風呂はありません。

## ■契約方式の違いについて

サ高住は賃貸住宅なので、普通の賃貸住宅と同じように賃貸借契約です。入居時は敷金が必要です。毎月の支払いは家賃、管理費、光熱費の他に基本のサービスの提供費がかかります。賃貸借方式は借地借家法という法律で借家権が保証されているので、介護度が上がった等の理由で退去させられることは基本的にはありません。又、契約者が死亡した場合、同居して

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

# カルチャークラブ

いる配偶者は権利を相続して住み続けることができます。

住宅型有料老人ホームは他の有料老人ホームと同じように、利用券方式といって入居一時金を支払い施設の居室・設備・サービスの提供を受ける権利を買います。入居一時金をなくして月々の費用を高く設定しているところもあります。ご本人が亡くなった後は所有権は相続できません。毎月の支払いは家賃、管理費、光熱費、食費などがかかります。

## ■まとめとして

代表的な特徴をお話ししましたが、介護の必要がなく自分一人で生活ができる方でも、このような住まいを選択肢の1つとして考えてみてもよいのではないのでしょうか？ご本人もご家族も安心できる住まいだと思います。

いくつになっても充実した毎日を過ごせるように、元気なうちから将来のことを考えることが必要です。住まいについても、ご自身の状況によっていろいろな選択肢があることがわかっていると心強いのではないのでしょうか。実際に探すときにはご自身の条件に、できるだけ合う施設を探して、後悔のないように選んでいただきたいと思います  
いつまでも充実した毎日をすごせるように、今からできる準備をしていきましょう。

**N P O 法 人   F P ネットワーク 神 奈 川**

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076   メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077   メール soudan@money.kanagawa.jp